

平成23年8月4日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の
請求の取扱いの留意事項について（7月以降の診療等分）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いにつきましては、平成23年3月診療分の請求（4月提出分）に関しまして、平成23年3月30日付け（保267）F及び4月4日付け（保9）F、4月診療分の請求（5月提出分）に関しましては、平成23年4月22日付け（保44）F、5月診療分の請求（6月提出分）に関しましては、平成23年5月27日付け（保65）F、6月診療分（7月提出分）の請求に関しましては、平成23年6月17日付け（保75）にてご連絡申し上げたところでありませ

す。
今般、厚生労働省保険局医療課より、平成23年7月以降の診療分（8月提出分以降）の請求方法につきまして、下記のとおり取り扱う旨通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 「災1」等のレセプトへの記載について

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その10）」（平23.7.22 厚生労働省保険局医療課事務連絡）（平成23年7月25日付け（保104）Fにてご連絡済み）により、平成23年7月1日からは、原則として、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示して受診した場合のみ、保険医療機関等の窓口において一部負担金等を免除することとしておりますが、この場合も引き続き、添付資料2「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」（平23.4.1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3（3）のとおり、免除に係る明細書には欄外上部（電子レセプトの場合は摘要欄）に「災1」又は「災2」と記載することとなります。（既に免除証明書が発行されている場合も同様となります。）

電子レセプトの場合、レセプト特記事項に「96」又は「97」も漏れずに記録することとなります。

また、免除措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の

記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載することとしていることから、平成23年7月1日以降、医療機関の窓口において、一部負担金を免除した場合は「免除」と記載することとなります。（電子レセプトの場合は保険者レコードの「減免区分」に「2：免除」と記録することとなります。）

なお、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その10）」の3（2）において、平成23年7月1日以降も免除証明書の提示が不要とされている場合であっても、医療機関の窓口において、一部負担金を免除した場合には、「免除」と記載することとなります。

2 被災地から他の市町村に転出した者に係るレセプトへの住所の記載について

地震の発生時には災害救助法等の適用市町村に住所を有していたが、その後他の市町村に転出した者については、『「適用市町村に住所を有している者」に含まれるが、当該患者については、カルテ及び診療報酬明細書の摘要欄に地震発生時の住所を記載すること』とされているところではありますが（添付資料1の別添（問7）参照）、一部負担金等の免除証明書の提示を受けて、一部負担金等を免除した場合には、当該地震発生時の住所の記載は不要となります。

<添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いの留意事項について（7月以降の診療等分）
（平23.8.2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
（別添）
 - ・東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災者に係る被保険者証等の取扱い等について（平23.4.2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）
（平23.4.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）